

平成29年11月10日(金)

包括運営委託評価委員会

《第3回委員会資料》

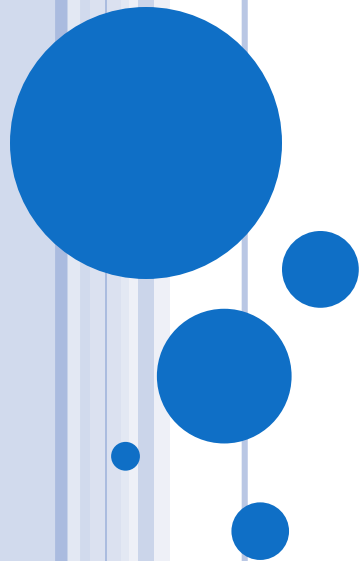
湖南広域行政組合
環境衛生センター

委員会スケジュール

| | 実施時期 | 主な審議内容 |
|-----|--------|---|
| 第1回 | 8月25日 | 現在の包括業務委託の状況説明(問題・課題)・評価に係る審議 |
| 第2回 | 10月6日 | <ul style="list-style-type: none">第1回委員会の補足資料委託業務の内容、範囲、委託期間等の審議 |
| 第3回 | 11月10日 | <ul style="list-style-type: none">第2回委員会の審議事項の整理長期包括委託に向けた発注・選定方式と答申(案)の審議 |

《 第3回包括運営委員会 》

【第2回委員会審議事項の整理】



1. 次期包括業務委託の範囲及び内容

(1) 委託範囲の基本的な方向性について

| 事務局(案) | 審議結果 |
|--|---|
| <p>○ 下記業務の一括発注を目指す 《レベル3》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運転管理業務・ ユーティリティー管理業務・ 補修業務 | <p>「運転管理業務」、「ユーティリティー管理業務」、「補修業務」の一括発注とする</p> |



1. 次期包括業務委託の範囲及び内容

(2) 委託範囲の基本的な方向性及び委託範囲 — 1

| 事務局(案) | 審議結果 |
|--|---|
| <p data-bbox="208 444 784 489">I 間欠運転システムの導入</p> <p data-bbox="195 558 1116 658">低負荷対策として予定している「間欠運転システムの導入」を包括業務委託に組み込む</p> <ul data-bbox="262 786 1064 1172" style="list-style-type: none">品質に係る責任の所在を明確化システムの導入にあたり、運転管理業務との綿密な調整が不可欠メーカー独自システムの改造を伴うため仕様書発注は難しい | <p data-bbox="1170 729 1715 829">「間欠運転システム導入」を包括業務委託に組み込む</p> |

1. 次期包括業務委託の範囲及び内容

(2) 委託範囲の基本的な方向性及び委託範囲 — 2

| 事務局(案) | 審議結果 |
|--|--|
| <p data-bbox="156 344 523 391">II 運転管理業務</p> <p data-bbox="214 458 1035 562">現委託業務で業務範囲外となっている以下業務を業務範囲に組み込む</p> <div data-bbox="150 606 1122 858" style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="214 629 504 676">①汚泥処分費<li data-bbox="214 686 890 733">②受入槽等清掃業務及び処分費<li data-bbox="214 743 649 791">③電気設備保安業務<li data-bbox="214 801 774 848">④エレベータ保守点検業務</div> | <p data-bbox="1170 458 1750 676">運転管理業務は一式委託範囲とすることを基本とし、左記①～④の業務を包括業務委託に組み込む</p> |
| <p data-bbox="156 911 749 958">III ユーティリティー管理業務</p> <p data-bbox="214 1025 1035 1129">現委託業務で業務範囲外となっている以下業務を業務範囲に組み込む</p> <div data-bbox="150 1149 1122 1329" style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="214 1196 465 1243">・ 電気料金<li data-bbox="214 1253 465 1300">・ 水道料金</div> | <p data-bbox="1170 968 1750 1243">ユーティリティー管理は一式委託範囲とすることを基本とし、「電気料金」、「水道料金」の調達管理業務を包括業務委託に組み込む</p> |

1. 次期包括業務委託の範囲及び内容

(2) 委託範囲の基本的な方向性及び委託範囲 — 3

| 事務局(案) | 審議結果 |
|---|--|
| <p data-bbox="193 499 473 549">IV 補修業務</p> <p data-bbox="260 614 898 664">補修業務一式を業務範囲とする</p> <div data-bbox="154 799 1101 1042" style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="193 842 1014 892">① 定期整備: 予防保全[計画的に実施]<li data-bbox="193 899 1062 949">② 緊急修繕等: 事後保全[不定期に実施]<li data-bbox="193 956 685 1006">③ フォークリフト整備費</div> | <p data-bbox="1149 499 1719 664">補修業務一式(左記①～③業務)を包括業務委託の業務範囲とする</p> <p data-bbox="1149 785 1719 1063">《疑義》 想定される緊急補修の発生頻度、受託者のリスク等について疑義があった。 ※補足資料1で説明</p> |

1. 次期包括業務委託の範囲及び内容

(3) 変動費、固定費についての委託項目

| 事務局(案) | | 審議結果 |
|---------------|-------|--|
| ①運転管理業務 | 固定費 | 固定費とする |
| ②ユーティリティー管理業務 | 薬品費 | 継続審議とする 《疑義》 全て固定費扱いの方がシンプル化されるのではとの疑義があった。 ※補足資料2で説明 |
| | 薬品費以外 | 固定費 継続審議とする 《疑義》 電力費については搬入量や間欠運転システムの導入による影響を検証する必要があるとの疑義があった。 ※補足資料3で説明 |
| ③補修業務 | 固定費 | 固定費とする |

2. 長期包括業務委託の期間

| 事務局(案) | 審議結果 |
|---|---|
| <p>委託期間</p> <p>5か年 平成30年10月～平成35年9月</p> <ul style="list-style-type: none">・ 間欠運転システムの導入及び安定稼動するまで3年程度を要する・ 施設の処理限界(処理率30%)を割り込むのが平成34年度付近と予測 | <p>委託期間は5か年とする</p> <p>平成30年10月 ～平成35年9月</p> |

3. 長期包括業務委託のリスク分担

| 種類 | リスクの概要 | リスク負担者 | |
|--------|---------------------------|--------|-----|
| | | 委託者 | 受託者 |
| 施設の性能 | 契約条件下での要求水準未達 | | ○ |
| | 不可抗力等上記以外での要求水準の未達 | ○ | |
| 施設の損傷 | 経年劣化による施設設備等の損傷 | △ | |
| | 受託者の責による事故・火災等による施設・備品の損傷 | | ○ |
| | 受託者が管理業務を怠ったことによる施設の損傷等 | | ○ |
| 施設の健全性 | 契約期間終了時の維持管理要求性能基準未達 | | ○ |
| 事故・災害 | 受託者が注意義務を怠ったことによる事故・災害の発生 | | ○ |
| | 上記以外のもの | ○ | |
| 不可抗力 | 天災等による施設の破損 | ○ | |
| | 天災等緊急時対応のための費用増 | ○ | |
| 環境問題 | 受託者が注意義務を怠ったことによる事故の発生 | | ○ |
| | 有害物質の排出・漏洩 | | ○ |
| 住民対応 | 行政サービスに係る住民苦情・要望に関するもの等 | ○ | |
| | 上記以外のもの | ○ | |
| 工事の遅延 | 委託者が発注する工事の遅延による施設機能の不足 | △ | |
| | 受託者が行う工事の遅延による施設機能の不足 | | ○ |

△:リスクが軽減されるもの

《 第3回包括運営委員会 》

疑義事項に対する補足資料

[補足資料1] 緊急修繕のリスクに対する考え方

○ 疑義事項

- ・ 緊急補修は不確定要素であり、受託者のリスクが増大すると考えられる。
- ・ リスクが高すぎると包括業務の業者選定の際、応募がない可能性も考えられる。

○ リスク軽減(緊急修繕費の枠を超えてしまった場合の対応)

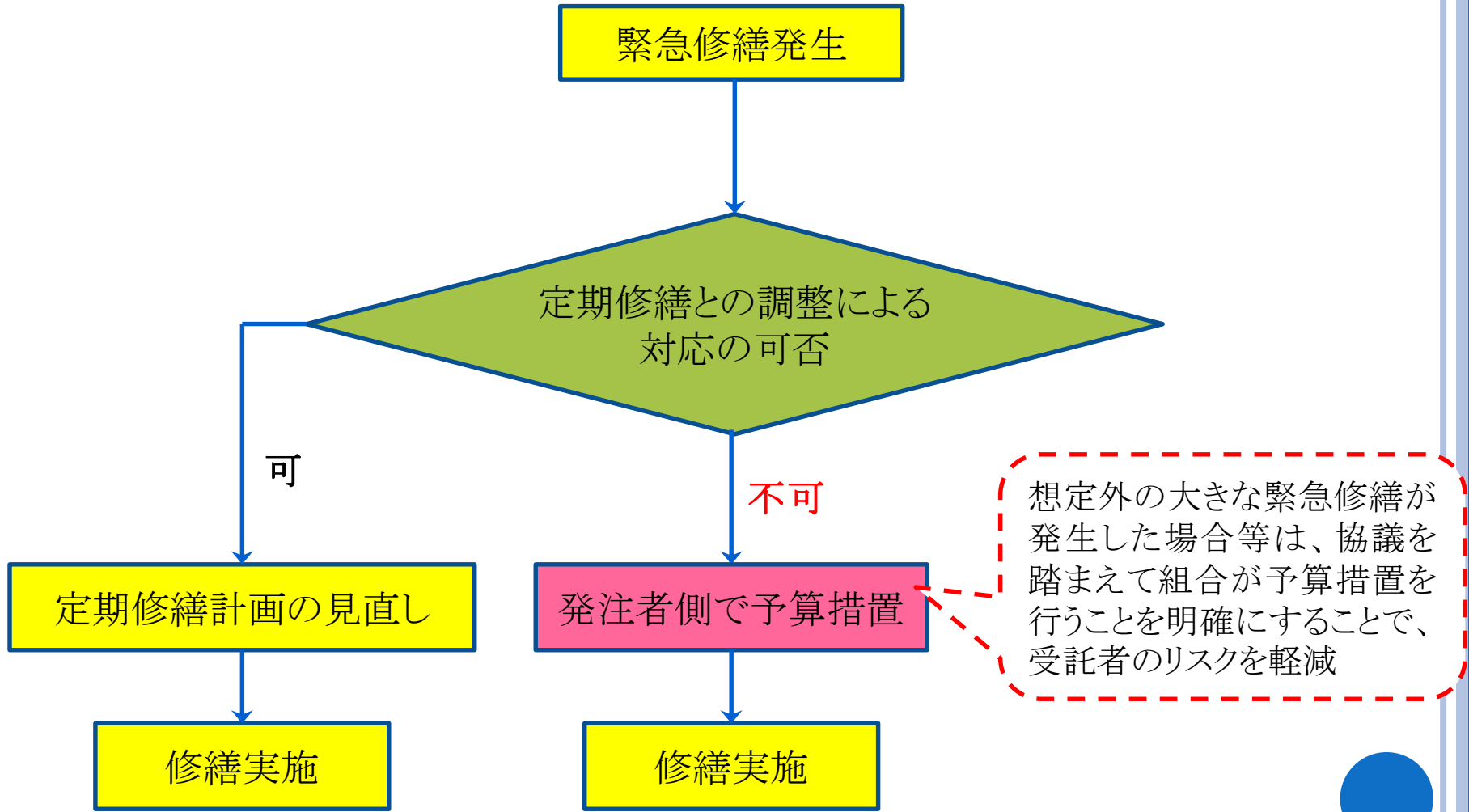
1. 定期整備計画の見直し

- ・ 受託者は定期整備業務との調整等で対応可能か検討する。
- ・ 対応可能な場合は定期修繕計画を見直し、緊急修繕対応を行う **[※発注者の承諾が必須]**。

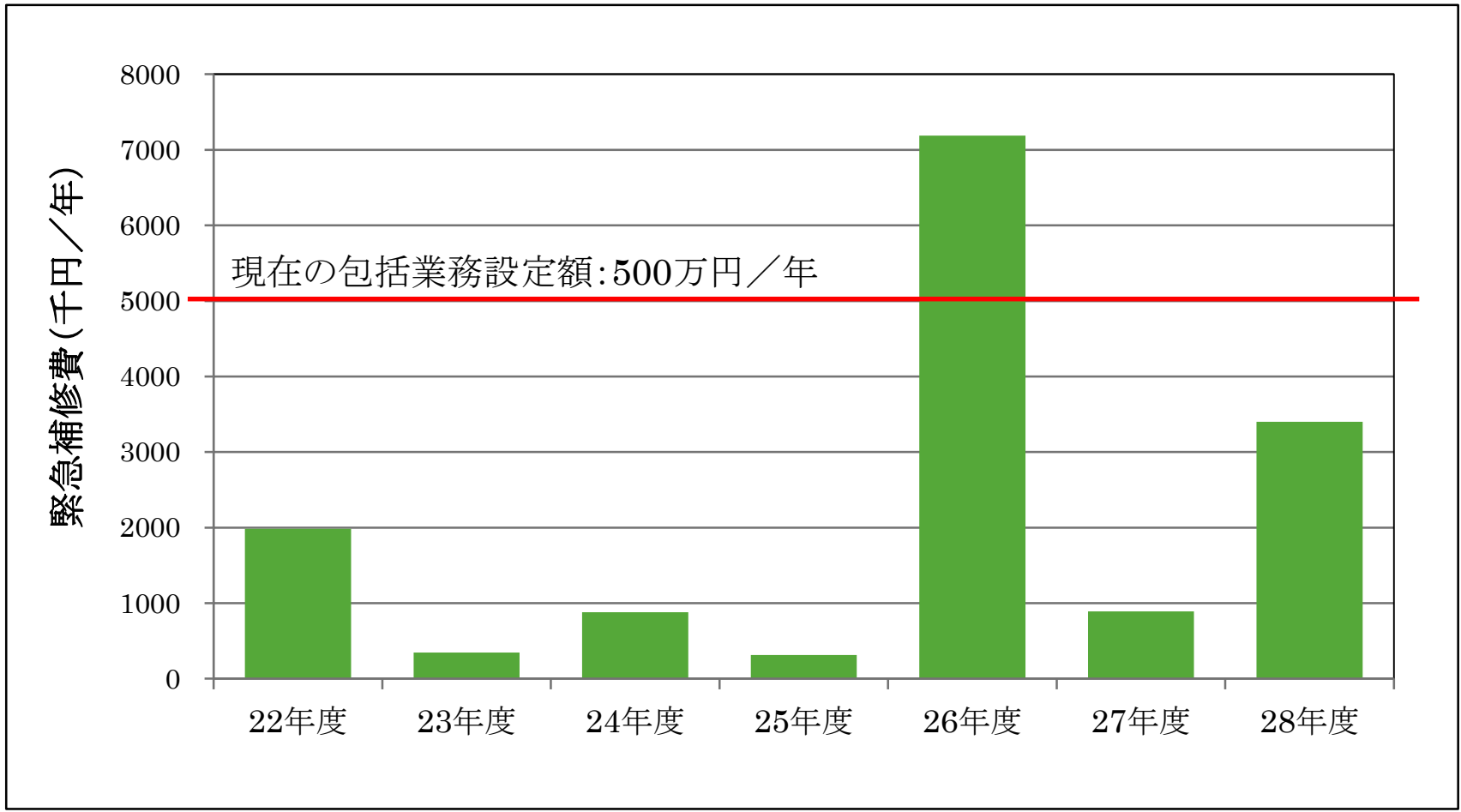
2. 発注者が対応

- ・ 定期修繕業務との調整による対応ができない場合、発注者が予算措置して対応する **[※契約書等に明記]**。

緊急修繕対応の流れ



[補足資料1] 緊急修繕のリスクに対する考え方



本施設における緊急補修費の実績

※焼却設備関連の補修費を除く



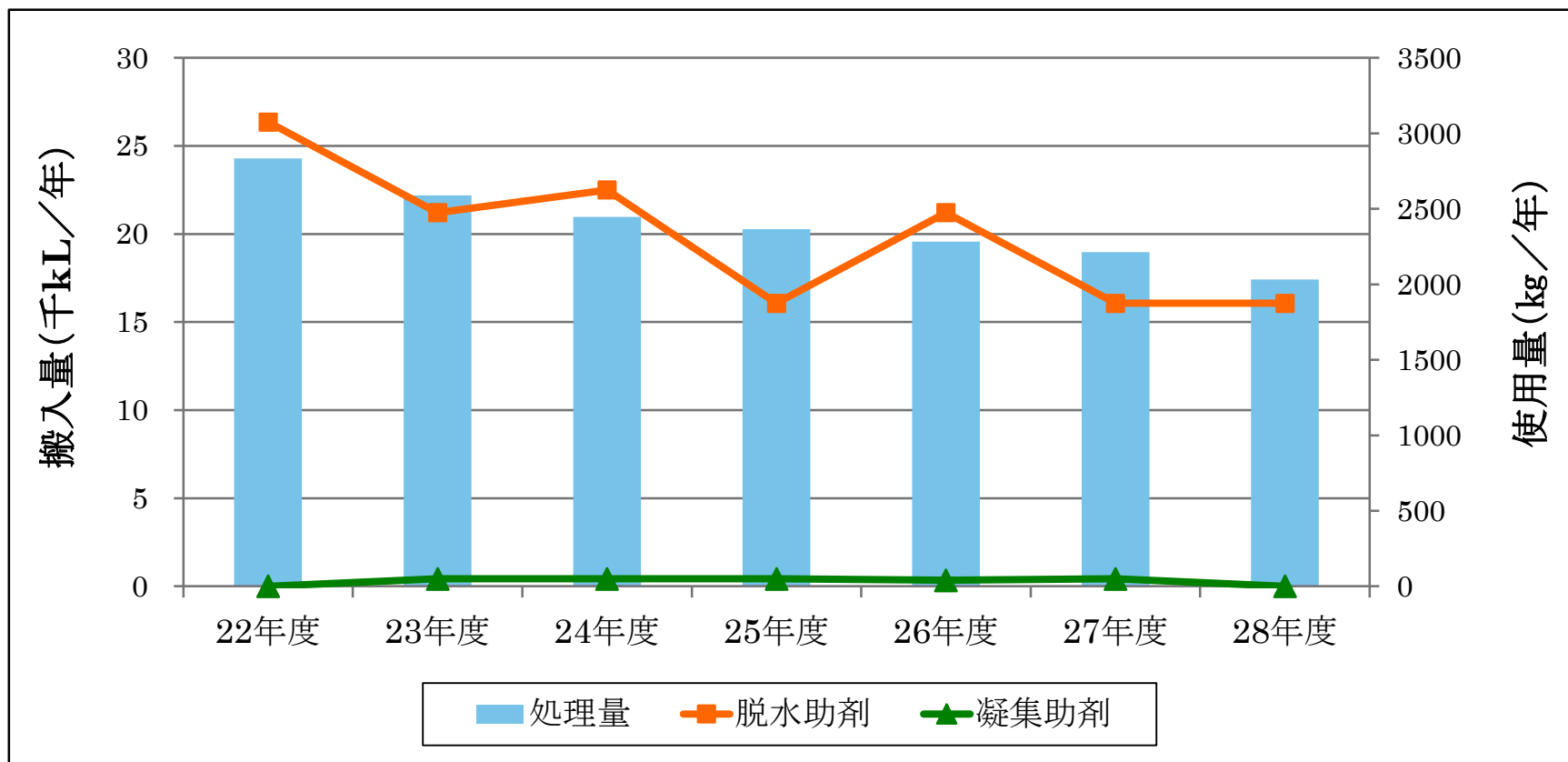
○ 疑義事項

- ・ 全て固定費としたほうが業務としてシンプルとなる。

○ 変動費とする根拠

- ・ 薬品の種類によって使用量が搬入量に影響されるものとされないものがある。
- ・ 薬品単価が比較的高い凝集剤・汚泥調質剤等の薬品については、処理量に応じて一定の薬注率で運転管理するものであり、搬入量の変動により薬品使用量は大きく影響を受ける。
- ・ 本施設の薬品費の実績をみると、搬入量の減少に伴い、薬品費も減少する傾向がみられる。

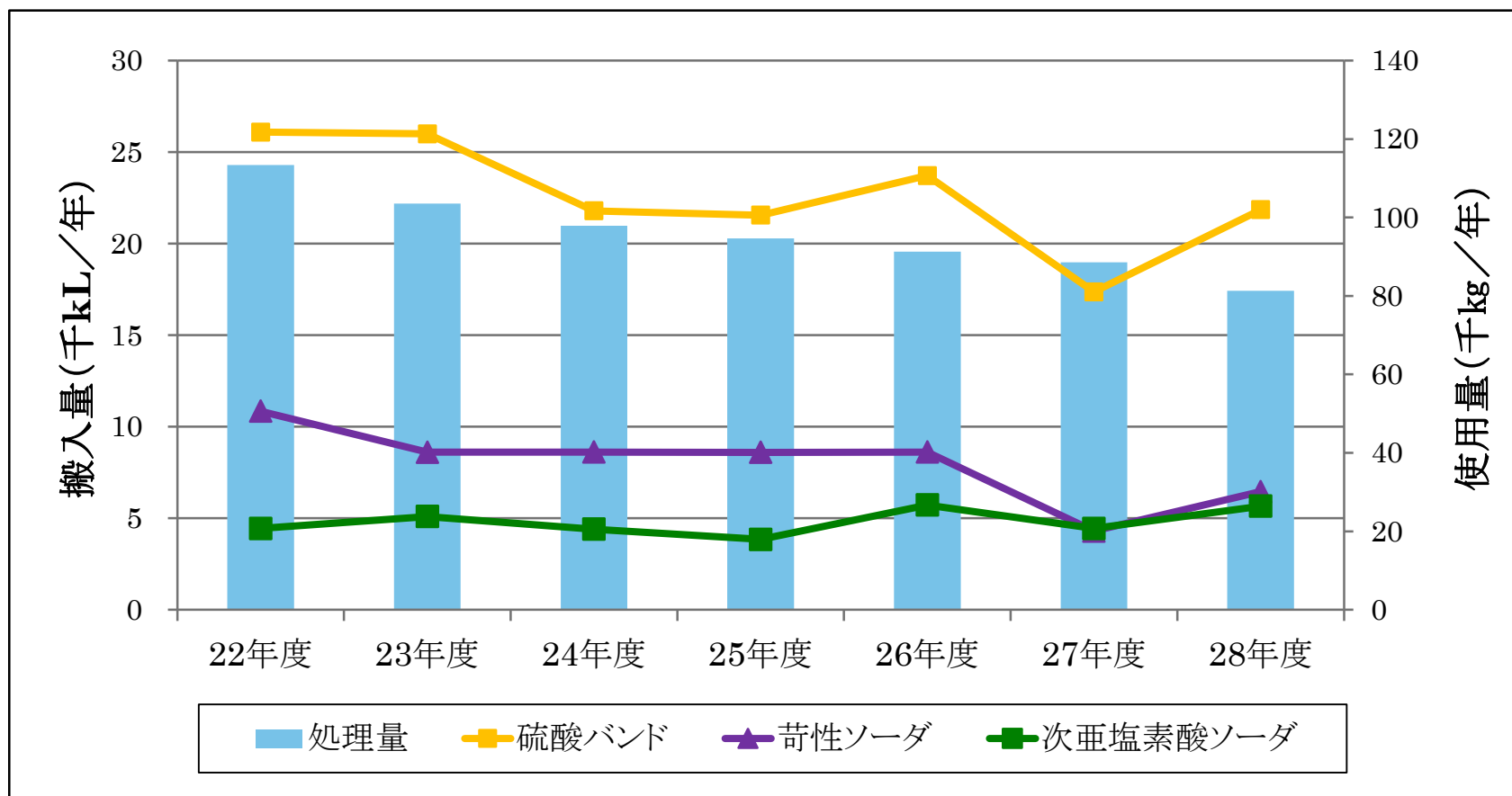
[補足資料2] 変動費・固定費の考え方(薬品費)



本施設における搬入量と薬品使用量の実績－①

搬入量の減少に伴い、脱水助剤使用量は減少する傾向がある。凝集助剤は使用量が極少ないため、搬入量による影響は少ない。

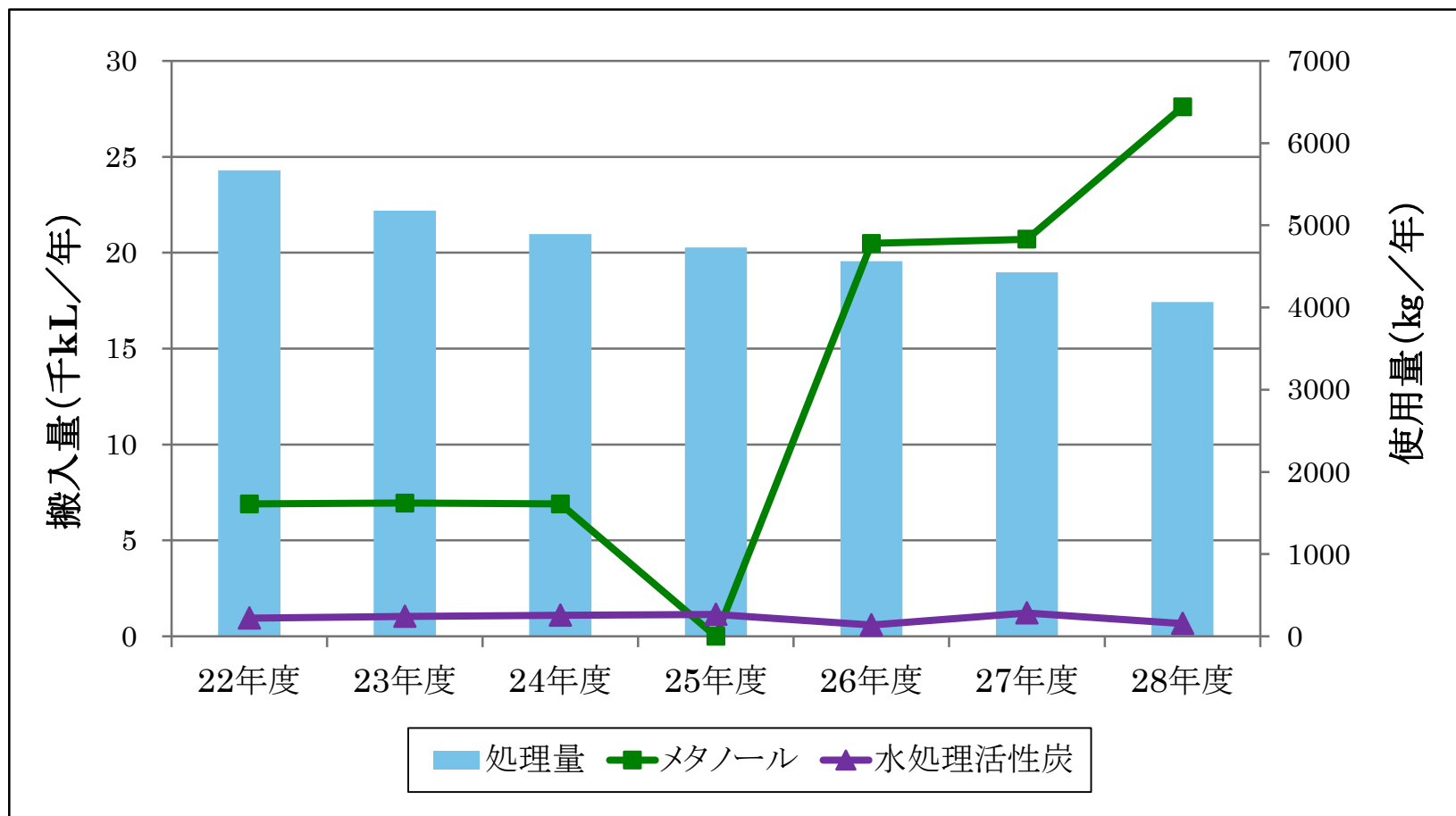
[補足資料2] 変動費・固定費の考え方(薬品費)



本施設における搬入量と薬品使用量の実績－②

搬入量の減少に伴い、硫酸バンド及び苛性ソーダ使用量は減少する傾向があるが、次亜塩素酸ソーダ使用量は減少傾向がみられない。

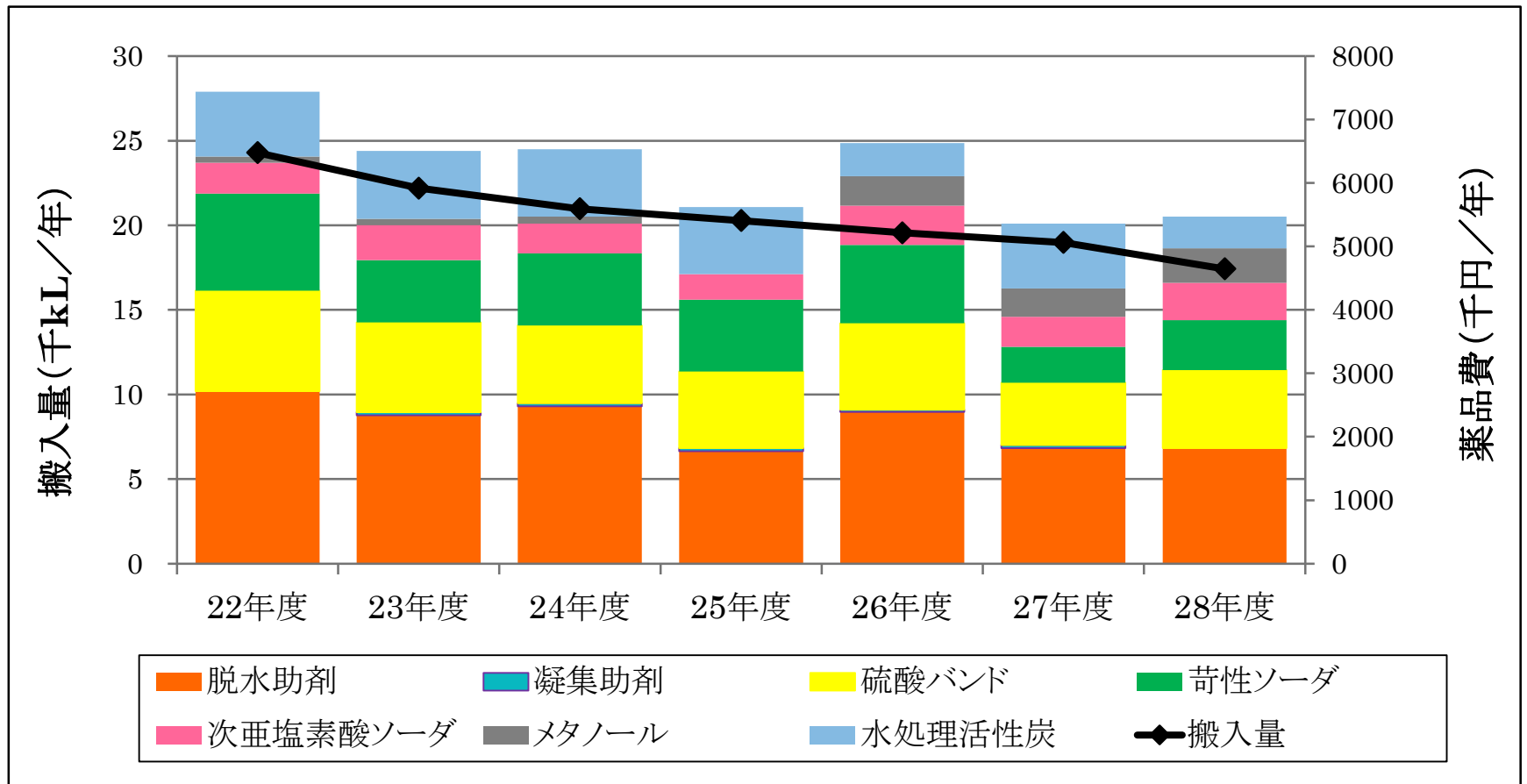
[補足資料2] 変動費・固定費の考え方(薬品費)



本施設における搬入量と薬品使用量の実績－③

メタノール使用量、活性炭使用量ともに搬入量による影響は小さい。

[補足資料2] 変動費・固定費の考え方(薬品費)



本施設における搬入量と薬品費の動向

薬品費は搬入量変動による影響が大きく、今後の搬入動向によって大きく変動する可能性がある → 「変動費」扱いが妥当

[補足資料3] 変動費・固定費の考え方(電力費)

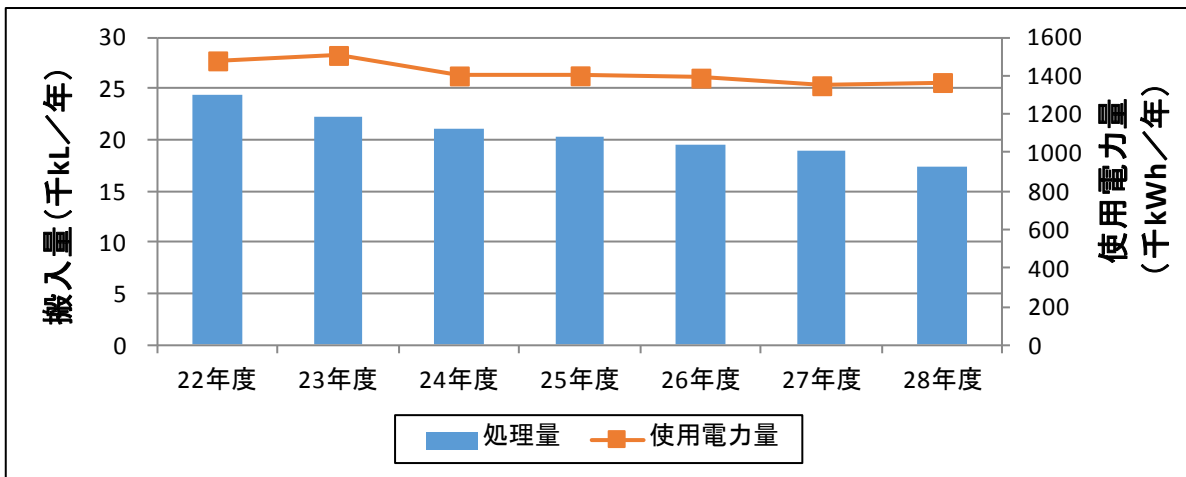
○ 疑義事項

- ・ 搬入量の減少及び間欠運転システムの導入に伴って削減される電力使用量について検証が必要。

○ 固定費とする根拠

- ・ 間欠運転を導入しても循環ポンプや曝気ブロワ、脱臭装置等、24時間連続運転の機械設備が多いため、電力削減効果は限定的である。
- ・ 本施設の電力使用量の実績をみると、搬入量が年々減少しても電力使用量は横ばい・微減である。搬入量1kL当たりの電力使用量は搬入量の減少に伴ってむしろ増加している。
- ・ 電力料金(円/kWh)は社会情勢によって変動し、最近では値上げの傾向がある。仮に搬入量減少に伴って僅かに電力使用量が削減されても電力費が削減されるとは限らない。

[補足資料3] 変動費・固定費の考え方(電力費)



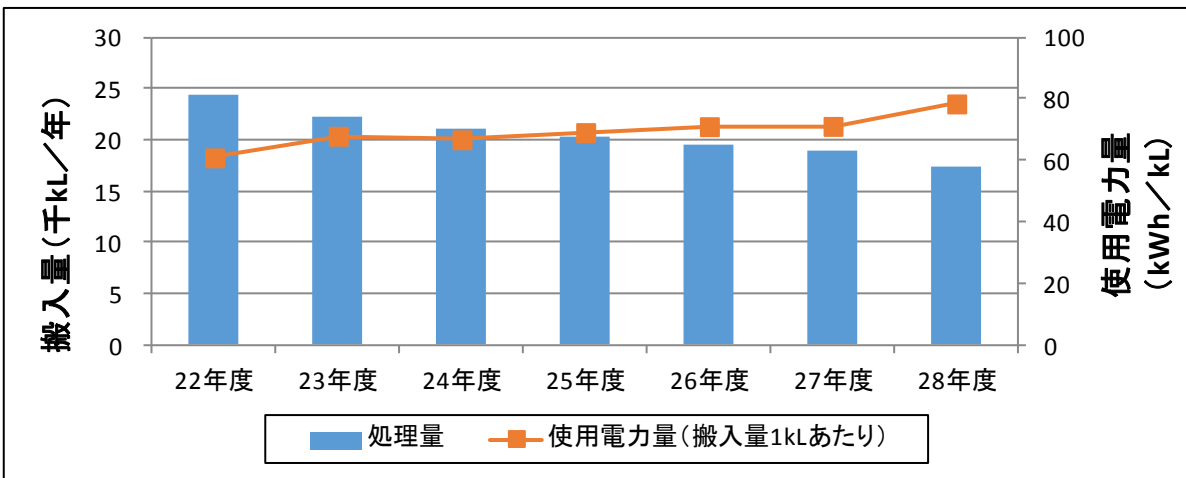
搬入量減少

使用電力量

横ばい・微減

し尿処理1kLあたりの
使用電力量

増加



本施設における搬入量と使用電力量の実績

使用電力量は搬入量変動による影響は小さいため、今後も大きな変動は見込まれないと判断できる → **「固定費」扱いが妥当**

[補足資料4] 変動費・固定費の考え方(汚泥処分費)

汚泥発生量の予測

※試算設定値

①汚泥発生量原単位

6.8kg-DS/kL

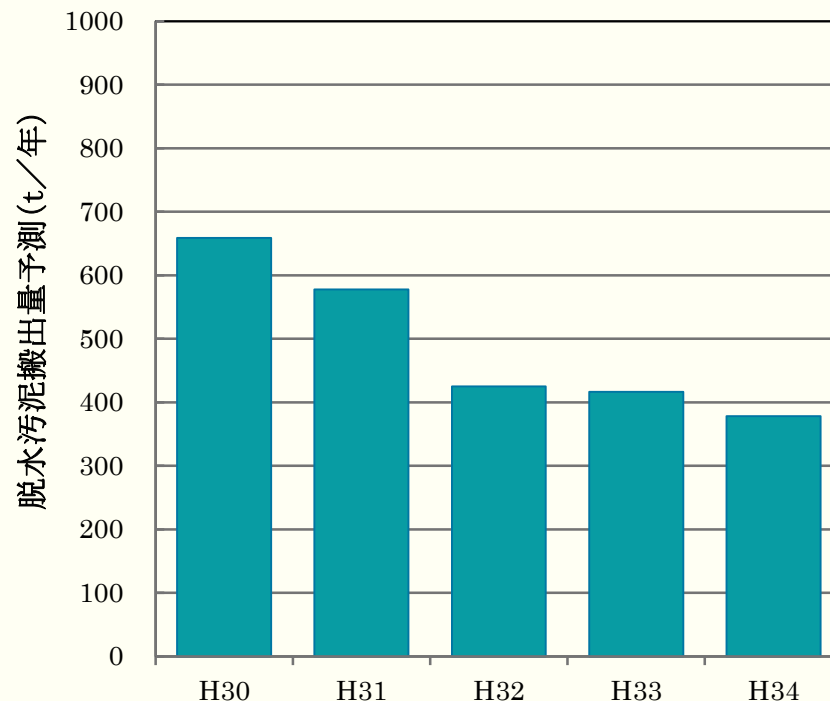
(平成28年度実績)

②脱水汚泥含水率

84%

(平成28年度実績)

汚泥発生量の予測



汚泥処分費は搬入量変動による影響が大きく、今後の搬入動向によって大きく変動する可能性がある → 「変動費」扱いが妥当

《 第3回包括運営委員会 》

長期包括委託に向けた発注・選定方式

1. 業者選定にあたっての留意点

(1) 技術力確保

十分な技術力(管理能力)を有する業者を選定する必要がある

- ・ 本施設は高度処理をも有する高度な水処理施設であり、本施設の性能を発揮するためには高度な技術力が不可欠。
- ・ 本施設は社会的に必要不可欠な施設であり、運転・管理ミス等で施設が処理不全となることがあってはならない。
- ・ 本施設の処理性能の悪化は生活環境悪化につながるため、常時所定の性能を維持しなければならない。
- ・ 搬入量の減少により低負荷条件下での処理となっており、運転管理が非常に難しくなっている。安定した処理性能を発揮するには高度な処理技術が必要。

1. 業者選定にあたっての留意点

(2) 適切な業務価格

適正な価格で契約する必要がある

- ユーティリティー管理業務、補修業務については価格面での競争要因は小さい。
 - （ ユーティリティー：単価はほぼ決まっている
 - 補修業務：定期整備については業務発注時に整備計画を明示する ）
- 価格競争が発生した場合、維持管理業務（人件費）に大きく影響する。過度な価格競争で人件費が削減された場合、業務の品質低下につながる。
- 業務品質を確保するには、適切な価格での契約が必要。



1. 業者選定にあたっての留意点

(3) 要求事項の相互理解

組合の要求事項について、受託者が明確に理解しなければならない

- ・「包括業務委託」は業務内容が多岐に及ぶため、組合の要求事項を受託者がしっかり理解した上で契約する必要がある。

(4) 業者選定に要する期間

速やかに業者選定を行う必要がある

- ・現在の包括業務委託は平成30年3月までとなっている。速やかに次期包括業務委託の事業者を選定しなければならない。

2. 業者選定方式

(1) 総合評価方式とプロポーザル方式

受託者の技術力を確保する必要性があることから、業者選定時において技術審査を行う「総合評価方式」または「公募型プロポーザル方式」が望ましい。

| 区分 | 総合評価方式 | 公募型プロポーザル方式 |
|------------|-----------------------------------|--|
| 受託者の決定 | 価格点と非価格点(技術点)の合計点で落札者が決定される。 | 非価格点(技術点)により優先交渉権者が決定される。 |
| 業務価格 | 入札書の提案価格が業務価格となる。 | 優先交渉権者決定後に契約交渉を行い、業務価格が決定する。 |
| 業務仕様 | 「要求水準書」、及び業者選定時に提出される「業務提案書」に基づく。 | 「要求水準書」、及び業者選定時に提出される「業務提案書」が基本であるが、最終的には、契約交渉時に甲乙協議のうえ決定する。 |
| 業者選定に要する期間 | 13～15か月 | 7～9か月 |

2. 業者選定方式

(2) 公募型プロポーザル方式の特徴

- 最も技術点の高い事業者と契約交渉ができる。
- 価格は契約交渉により決定するので、過度な価格競争による業務品質低下のリスクを回避できる。
- 契約交渉時において、業務内容にかかわる疑義の解消や甲乙間での思惑のすり合わせを行うことができるため、甲乙が納得した契約を締結することができる。

包括業務委託では業務内容が詳細に及ぶため、契約前に業務内容のすり合わせが可能な公募型プロポーザル方式のメリットは大きく、公募型プロポーザル方式を採用する事業者が多い。

湖南広域行政組合 包括運営委託評価委員会

第3回会議 議事録

○日 時 平成29年11月10日(金) 13:30~14:45

○場 所 湖南広域行政組合環境衛生センター 2階会議室

○出席者

委員：酒井委員長（流通科学大学教授）、原田副委員長（京都大学大学院助教）、阪口委員（阪口法律事務所）、遠藤委員（野洲市環境部長）、勝見委員（守山市環境生活部長）、高岡委員（栗東市環境経済部長）、竹村委員（草津市環境部長）、徳田委員（湖南広域行政組合総務部長）

事務局：西岡センター長、西出所長、日本環境衛生センター（松田、岡崎、小川）

○会議要旨

1. はじめに

事務局より、委員会スケジュール、当包括運営評価委員会の審議事項について説明を行った。

2. 議事

(1) 長期包括委託に向けた発注・選定方式の審議

配布資料に基づき、第2回委員会の審議事項の整理、疑義事項に対する補足資料、長期包括委託に向けた発注・選定方について説明を行った。

以上の説明について、委員会より以下の質疑が挙げられた。

- ・ 緊急修繕が発生した際、定期修繕計画の見直しで対応する基準について質問があった。
→事務局：緊急性に応じて、何らかのルールを定めて平準化する方向であることを説明。
- ・ 緊急修繕費の受け渡し方法について確認があった。
→事務局：定期修繕費等と区別せずに、一括して「修繕費」として受け渡す。
緊急修繕費は原則として修繕費の範囲内で捻出し、高額な費用が必要な場合は緊急度に応じて、計画内の定期修繕と調整すると説明。
- ・ 薬品費及び電力費の、変動費、固定費とする根拠について確認があった。
→事務局：電力費は搬入量に対する変動が少ないことから、間欠運転システム導入による電力削減分を見越した上で固定費としている。
また、薬品費は薬品の種類によって挙動が異なるが、主要なものは搬入量により増減するため変動費としている旨説明。
- ・ 業者選定にあたり、スケジュールについて確認があった。
→事務局：委託業務のルール化作業をふまえ、来年4~5月に公募を行い、業務引き継ぎの都合上10月1日の委託業務開始時期2か月前までに業者選定が完了している必要がある旨説明。
- ・ 技術審査の内容について確認があった。
→事務局：提出された提案について、専門性の高い審査者に比較検討を依頼し点数化を行う。

ただし、審査者は現在、選定方法も含め未定であることを説明。

- ・選定方式について、資料の説明が総合評価方式よりも公募型プロポーザル方式に偏ったものになっていると指摘があった。

→事務局：両方式に関して、最終的な審査基準はほぼ同様と考えられるので、組合側の意向としては選定期間が短い公募型プロポーザル方式を見込んでいる旨説明。

ただし、公表時には偏った説明方法とならないよう配慮する。

→委員会：業者選定方式は、公募型プロポーザル方式とすることを決定した。

(2) 答申案について

配布資料に基づき「今後の包括業務委託のあり方について（答申案）」について説明。

以上の説明について、委員会より以下の修正案が挙げられた。

- ・「薬品費の考え方」について、本文と資料中のグラフとの整合性を考慮した表現にすること。
- ・「補修業務について」における定期整備、緊急補修の両方を受託者側で対応可能になるような表現にすること。
- ・「業務委託期間」の「5か年」となっている箇所を、前回委員会での協議内容を反映した上での内容とすること。
- ・その他（文言の修正、単語の統一等）

→委員会：今後は、文言の整理等については委員長に一任とし、追って委員長より管理者に説明に伺う予定とする。

3. 今後の日程

本審査会は本日を以て終了とする。

今後、文章の修正・整理を行い、酒井委員長より組合管理者へ答申を実施予定である。

委員の方へは、最終的にまとめられた答申を後日配布する。

(以 上)